

平成 2 9 年 3 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 29 年 3 月 28 日 (火曜日)

平成29年3月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成29年3月28日(火曜日) 午前9時00分～午前10時05分

2 開催場所 南大隅町本庁 会議室

3 (1) 出席委員(17人)

会 長	3番	橋 口 初 男
委 員	1番	徳 留 徳 次
〃	2番	有 川 四 男
〃	5番	田 淵 哲 朗
〃	6番	横 原 洋 伸
〃	7番	半 田 太 志
〃	8番	瀬 崎 寅 蔵
〃	10番	愛 甲 博
〃	11番	田 中 秀 実
〃	12番	溝 田 耕 一
〃	13番	野 村 博 己
〃	14番	武 田 栄 一 郎
〃	15番	持 留 志 保 子
〃	16番	松 山 正 広
〃	17番	富 田 良 成
〃	18番	竹 之 内 勝 男
〃	19番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美
事務局主幹 戸島 和則
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第108号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第109号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 29 年 3 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は 17 名です。9 番、松山委員から欠席の届けがありました。
よって 18 名中 17 名の出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、14 番の武田委員と 15 番の持留委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。
議案第 108 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は 4 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 今月の農地法第 3 条の許可申請、4 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 108 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお
願いします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

14 番： はい。14 番、武田です。

議長： 武田委員。

14 番： 現地は、〇〇バス停から 200～300m 入った集落の入口の高台にあります、宅地に隣
接した畑で、北側が山林、東・南側が段差のある畑や果樹園、西側が高い石垣で道路が
住宅への出入り口しかない畑であり、現在は野菜、果樹などが植栽されています。調査
の意見としましては、他に通路のない申請地のため、隣接する宅地の所有者の父親で
ある譲受人が家庭菜園や果樹等を植栽して、有効利活用を図りたい意向であり、周辺
の農地所有者ともよく話をされ、理解も得られていることから何ら支障は生じないと考
えます。以上です。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 108 号 受付番号 1 番について、
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 108 号 受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 108 号 受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページをお開きください。

(議案第 108 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお
願います。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

2 番： はい。2 番、有川です。

議 長： 有川委員。

1 番： 該当農地、字〇〇番〇〇は〇〇集落より西方の位置にあり、〇〇センター、〇〇等が
近くにあります。航空写真を見ていただくと分かりますが、南部開発で農地整備がされ
ており、その一番端にあたります。以前、農地調査をした際は、中にも入れない状況で
したが、現在は敷地内がきれいに整備されており、〇〇の補修等がされていました。譲
受人も立ち会っていただき、中も見せていただきました。調査の意見としましては、譲
渡人は現在、〇〇県に在住しており、今後、帰郷して農業を行う計画もないと、譲受人
に〇〇を所有権移転する運びとなった。また、譲受人は南大隅町の畜産新規就農者であ
りまして、今後、畜産に頑張るとのことで、30 頭規模で牛を導入したいと言っておら
れました。本件の取得により、周辺農地利用に支障はないものと思われまます。皆さん
のご審議をよろしくお願います。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

5 番： すみません。お聞きしてよろしいでしょうか。

議 長： 田淵委員。

5 番： 有償の価格があるわけですが、この算定は何か特段あったのですか。

事務局： ご説明させていただきます。この 10a あたり〇〇円というのは、今、有川委員の報
告でもありましたように、畜舎も含まれているということで、農林漁業金融公庫の貸付
け対象となっており、その査定額から導き出された金額となっております。

議 長： よろしいですか。

2 番： 少し、説明不足がありました。大きな畜舎がちょうど中央部分にありまして、ほんの
ちょっとした補修で済んだような感じで、また十分、耐用年数的には使えるような畜舎

でしたので、このようなものも算定されていると思われま

1 7 番： これは、町外からの新規就農者として、南大隅町で牛を飼いたいと言われた本人ですので、ぜひ町内で頑張してほしいと思う若者ですので、ご意見の方のよろしくをお願いします。

1 1 番： この〇〇さんの畜舎の左に畑が一筆ありましたが、今回その畑は入っていないのですか。

2 番： これは入っておりませんが、周辺はきれいに牧草などが作付けされておりましたが、本人に聞きますと、牧草地は賃貸するか考えているようです。今後、徐々に規模拡大されるのではないかと思います。

1 1 番： 実は、この周りの畑は私が耕作しておりますが、この〇〇君もよく知っておりますし、〇〇としてもぜひ頑張りたいと、応援している方なので、畜舎の方も有川委員が言われたとおり、15 年ぐらい放置されていたので雑木等が畜舎内にも生えてきておりすごい状態でした。それを大分前から、もちろん大きなものは重機を持ってきておりましたが、それ以外のところは本人さんが来て、頑張つて鋸で切ったりしながら片づけられて、今は見違えるほどになっております。町も応援しているし〇〇としても応援しており、今後が楽しみな人材です。

事務局： 今、富田委員、田中委員からもございましたが、〇〇歳ですが、弟も来てやりたいと。

1 1 番： 弟は〇〇の子会社ですが、〇〇という農場を〇〇でやっているのですが、そこで頑張つていただいて、当初は兄弟で 50～60 頭規模を南大隅町でやろう、という考えだったのですが、まずはお兄さんの方が 30 頭規模で始めて、弟さんはもう少し勉強をしてから、という状況で畜産関係のところに就職して今、勉強中です。将来的には、南大隅町の畜産を担ってくれる人材であるのではと思います。

事務局： 経済課関係では、新規就農の生活資金の支援制度がありますが、新年度でその制度も活用させるというところです。

議 長： 牧草地などの相談があったら、地域の横原委員なり有川委員なりですね、ご協力いただくようお願いしたいと思います。

議 長： 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 108 号 受付番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 108 号 受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 108 号 受付番号 3 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 8 ページをお開きください。

(議案第 108 号 受付番号 3 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

2 番： はい。

議 長： 2 番、有川委員。

2 番： 該当農地、字〇〇番〇は地図上で見ていただくと分かりますように、〇〇集落の〇〇にあります。国道より少し上に行ったところがありますが、現在、野菜等が作付けされておりました。調査の意見としましては、譲渡人は漁業、養殖業に従事しており、今後も農業を営むことは考えていないことから、今回、譲受人への所有権移転の運びとなったようです。譲受人は今後、農地の維持管理に努められるとの事で、また、息子さんも鹿屋の〇〇に勤められており、退職も間近なようでございます。このような所有権移転が何件か出てきているようでございます。問題はないと思われまますので、皆様のご審議の方をよろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 108 号 受付番号 3 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 108 号 受付番号 3 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 108 号 受付番号 4 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 10 ページをお開きください。

(議案第 108 号 受付番号 4 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひしますが、交換の経緯について、事務局より説明をさせていただきます。

事務局： 今回の申請地につきましては、50 年ほど前に交換されていたということでございまして、譲渡人の方の登記簿上の名義はすでに書き換えがされているところでありますが、

今回の申請地につきましては、抵当権等が設定されていたことにより、50年前のまま残されていたということで、今回、抵当権を外したうえで所有権移転をされたいというところでございます。特に譲受人、譲渡人の双方、役場にお出でいただきまして内容を確認させていただきましたが、特に問題はなかったように考えます。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

2 番： はい。

議長： 2番、有川委員。

2 番： ただ今、事務局から説明がありましたように、状況等はそのようでございます。該当農地は、字〇〇番〇ということで、〇〇近くの山手の方に行った場所です。調査の意見としましては、譲渡人の父と50年程前に譲受人との間で農地の交換がなされていたと、また、親戚関係でもあるということでございます。現在まで譲受人が耕作しておりましたが、今回、所有権移転の運びとなったところです。別刷りで資料がありますが、交換地は一番右上の土地と交換をしております。農地の維持管理は先ほども申したように、息子さんも退職間近ということで今回の運びとなったところです。維持管理にも努められるとのことですので、問題はないと思います。審議方よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第108号 受付番号4番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第108号 受付番号4番は許可することに決定いたします。

議長： 次に、議案第109号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 13ページの議案第109号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第109号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議長： これより質疑に入りますが、〇〇番、〇〇委員が受付番号〇〇番から〇〇番、〇〇番

から〇〇番に、〇〇番、〇〇委員が、受付番号〇〇番から〇〇番に議題の提出がございます。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退席をいたします。

(〇〇委員・〇〇委員 退席)

議 長： これより、質疑に入ります。
ご意見等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 109 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 109 号は承認することに決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

(〇〇委員・〇〇委員 着席)

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、事務局が発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①行事予定について

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 29 年 3 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員